

静岡地区教科用図書研究委員会設置運営要領

(設置)

第1条 静岡地区教科用図書検討委員会設置要綱第7条の規定により、静岡地区教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究委員会の所掌事項は、静岡市教育委員会が示した研究の調査観点をもとに教科用図書の調査研究を行い、その結果を静岡地区教科用図書検討委員会（以下「検討委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 研究委員会は、静岡地区内の公立学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭の職にある者のうちから、検討委員会の委員長が指名する者をもって組織する。

2 研究委員会には、必要に応じて、国語・書写部会、社会・地図部会、算数・数学部会、理科部会、生活部会、音楽部会、図画工作・美術部会、保健・保健体育部会、技術部会、家庭部会、英語部会及び道徳部会を置く。

3 教科書の著作、発行等に関して利害関係のある者は研究委員となることはできない。

4 研究委員は、公正な態度で調査・研究に当たり、教科書発行者その他特定の者の利益又は不利益になるような行為はしてはならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 研究委員会の各部会には、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、研究委員会委員のうちから、検討委員会の委員長が指名する者をもって充て、副部会長は部会長が指名する。

3 部会長は、部会をまとめ、調査研究結果を検討委員会へ報告する。

4 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるときは部会長の職務を代理し、部会長が欠けたときは部会長の職務を行う。

(会議)

第6条 研究委員会の会議は、検討委員会が招集する。

(庶務)

第7条 研究委員会の庶務は、静岡市教育委員会事務局教育局学校教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会の委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。